

令和5年10月27日 第7回審議会

用語解説

土地利用計画

○【グリーンインフラ】

自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用の考え方や手法のこと。生物多様性の保全や良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災などへの効果が期待される。

○【立地適正化計画】

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導する。

○【地域未来投資促進法】

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律。

○【農村地域産業導入促進法（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）】

農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的とする法律。

○【オープンスペース】

都市において建造物の建っていない場所。

空き地。

○【農業振興地域整備計画】

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。

○【立地適正化計画居住誘導区域】

都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。